

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 目的の見直し

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成並びに都道府県知事による特定増殖事業計画及び特定植栽事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

## 第二 定義

一 「特定間伐等」とは、森林の間伐又は造林で令和十二年度までの間に行われるものであって、種穂の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいうものとする。

二 「特定母樹の増殖」とは、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であつて、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で令和十二年度までの間に行われるものをいうものとする。

三 「特定植栽事業」とは、特定間伐等のうち増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木（以下「特定苗木」という。）の植栽（以下「特定植栽」という。）を行う事業をいうものとする。

（第二条関係）

### 第三 基本指針の見直し

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針に定める事項に、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域のうち特定植栽の実施を促進すべき区域の基準及び当該区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項を加えること。

（第三条関係）

### 第四 基本方針の見直し

都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）に定めることができる事項に、特定植栽の実施を促進すべき区域、当該区域における特定植栽事業の実施方法に関する事項及び当該区域における特定植栽事業の実施の促進のための方策に関する事項を加えるとともに、これらの事項を定めた基本方針を定めようとするときは、都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴かなければ

ならないものとする。

(第四条関係)

#### 第五 特定間伐等促進計画の見直し

その区域の全部又は一部が基本方針に定められた特定植栽の実施を促進すべき区域（以下「特定植栽促進区域」という。）内にある市町村にあつては、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において、当該市町村の区域内にある特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施方法及び実施の促進のための方策に関する事項を定めるものとする。

(第五条関係)

#### 第六 特定植栽事業計画の認定等

一 特定植栽促進区域内において基本方針に定められた特定植栽事業の実施方法に関する事項に基づいて特定植栽事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定植栽事業に関する計画（以下「特定植栽事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事に提出して、その認定を受けることができるものとする。

二 特定植栽事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(一) 特定植栽事業の目標

(二) 植栽する特定苗木の種類及びその調達に関する事項

(三) 特定苗木を植栽する土地の所在地及び面積、当該土地の利用の現況、植栽の時期及び植栽する苗木の本数その他農林水産省令で定める事項

(四) 地域森林計画の対象となっている民有林において特定苗木を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあつては、伐採する森林の所在場所、伐採主体、伐採面積、伐採方法、伐採齢その他農林水産省令で定める事項

(五) 特定植栽事業の実施期間

(六) 特定植栽事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

三 都道府県知事は、一の認定の申請があつた場合において、その特定植栽事業計画が次に掲げる事項のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(一) 基本方針に照らし適切なものであること。

(二) 二の(二)から(六)までに掲げる事項が当該特定植栽事業計画に係る特定植栽事業を確実に実施するため

に適切なものであること。

(三) 申請者が特定植栽事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有すること。

四 都道府県知事は、特定植栽事業計画について一の認定をしようとするときは、当該特定植栽事業計画において特定苗木を植栽することとされている土地の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならないものとする。

五 都道府県知事は、四により市町村の長の意見を聴いた場合において一の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならないものとする。

六 特定間伐等促進計画を作成した市町村の長が五の通知を受けたときは、当該通知の日において、当該通知に係る特定植栽事業計画のうち造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項に相当する部分に係る当該特定間伐等促進計画の変更がされたものとみなすこと。

七 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、五の通知があったときは、遅滞なく、その旨及び当該通知に係る特定植栽事業計画のうち造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、

造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項に相当する部分を公表しなければならないものとする  
と。

八 認定を受けた特定植栽事業計画の変更及び認定（変更の認定を含む。）を受けた特定植栽事業計画（以下「認定特定植栽事業計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。

（第十四条及び第十五条関係）

#### 第七 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例

林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、第六の一の認定を受けた者（以下「認定特定植栽事業者」という。）が認定特定植栽事業計画に従つて特定植栽事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。

（第十六条関係）

#### 第八 伐採の届出の特例等

一 認定特定植栽事業者（伐採主体として認定特定植栽事業計画に記載された者が当該認定特定植栽事業者でない場合にあつては、その者。三において同じ。）が認定特定植栽事業計画（第六の二の四に掲げ

る事項に係る部分に限る。)に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は適用しないものとする。

二 認定特定植栽事業者は、農林水産省令で定めるところにより、認定特定植栽事業計画に記載された一の伐採及び当該伐採後の植栽に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないものとする。

三 市町村の長は、認定特定植栽事業者の行っている一の伐採又は当該伐採後の植栽が認定特定植栽事業計画に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後に植栽する特定苗木の種類若しくは植栽の時期に関する事項に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の植栽に関する事項に従って伐採し、又は伐採後の植栽をすべき旨を命ずることができるものとする。

(第十七条関係)

## 第九 国等の援助等

一 国及び地方公共団体は、認定特定植栽事業者に対し、特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

二 農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び認定特定植栽事業者は、認定特定植栽事業計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

三 地方公共団体は、特定間伐等促進計画の区域内に存する森林の森林所有者その他の関係者に対し、特定間伐等及び特定増殖事業の実施を促進するために必要な情報の提供、助言又はあっせんその他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

(第十八条関係)

## 第十 報告の徴収

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定特定植栽事業者に対し、認定特定植栽事業計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(第十九条関係)

## 第十一 罰則

一 第八の三による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処するものとする。

二 第八の二又は第十による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。



三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、一又は二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても一又は二の刑を科するものとする事。

(第二十条から第二十二條まで關係)

## 第十二 施行期日等

- 一 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする事。
  - 二 この法律の施行に關し、關係法律の規定の整備を行うものとする事。
- (附則第一項關係)
- (附則第二項關係)